

ふれあい・いきいきサロン助成のご案内



社会福祉法人 白井市社会福祉協議会
(地域福祉推進グループ)
白井市復 1123 保健福祉センター3 階
TEL 047-492-5713・5716

「サロン」・・とは？

「ふれあいいきいきサロン」とは、孤立や閉じこもりをなくし、住み慣れた地域の中で、安心して暮らしていけるように、地域のみなさん同士が交流を深めていくための「茶話会」のような場です。

「楽しく・気軽に・無理なく」をモットーに、仲間づくり・生きがいづくりを進めていく「地域支えあい活動」の場です。

【サロン助成の主な要件】

- ① サロンの趣旨（閉じこもりや引きこもりを防ぎ、見守りや支えあいの輪を広げる）に賛同し、助け合い活動を行う。
- ② 地域住民が主体的に、無償で運営する。
- ③ 参加者は高齢者、障害者（児）、子育て中の親子、青少年等、地域住民を広く対象とする。
- ④ ボランティアと参加者が、共に企画・運営する。

みなさんが気軽に立ち寄れるサロンをめざして、数人からゆっくと、おしゃべりなどを楽しむことから始めてください。

どんな活動をするのですか？

活動内容に決まったものはなくさまざまですが、上記の趣旨に沿うものです。（単に娯楽だけを目的とするサークルや趣味の教室等は、たすけあい・支えあい活動を目的とするサロン活動とは異なります）

（活動例）

- ① 食事会 ② 茶話会 ③ レクリエーション ④ 散歩 ⑤ 健康体操など

上記【サロン助成の主な要件】④の趣旨からも、実費などの参加費（会費）を設定してください。金額は月 1,000 円以内にする事で、多くの皆さんが気軽に気兼ねなく、無理せず参加することができます。

～皆さんと共に、地域福祉活動を進めています～

社会福祉法人 白井市社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）からどのような支援をしてもらえますか？

(1) 運営のための助成金を予算の範囲内で交付します。

① サロン開設経費・・・開設にかかる経費（先行サロン視察交通費、什器等購入費、チラシ作成費等）を助成します。
（ただし、3ヶ月以上活動している団体を除く。）
10,000円以内の実費を助成します。

② サロン運営費・・・毎月の運営にかかる経費（茶菓代、会場費等）を助成します。

登録日から

- ・1～3年間は、1回の開催につき2,000円以内の実費（月2回を限度とします。）を助成します。
- ・4～6年間は、1回の開催につき1,000円以内の実費（月2回を限度とします。）を助成します。
- ・営業行為が行われている場所でのサロンについては、代表者等が営業活動者と親族関係でない第三者が申請した場合に助成します。また、その場合、会場費は助成しません。

(2) 登録サロンは傷害保険に加入します。

安心して活動していただくため、サロン会場におけるボランティア・参加者のための傷害保険に加入します。（保険料は社協負担）

ボランティアと参加者が共に企画・運営していく趣旨からも、助成金のみで運営することなく、参加費（会費）を設定してください。あくまでも足りない経費を助成するものです。

(3) サロンを運営する方の発表会等を開催します。

(4) その他、何でもお気軽にご相談ください。

このようなサロンは助成金を受けられません

登録をされたサロンは助成を受けることができますが、以下のサロンについては対象となりません。

(1) 当社会福祉協議会が実施する他の助成金の交付を受けている。

(2) 他団体から同様の助成を受けている。

このような内容の用途には助成金は使えません

サロンの運営にかかる経費には使えますが、以下の用途は認められません。必要に応じて確認をさせていただくことがありますので、会計は「サロン」として独立して管理してください。

- ・スタッフのみの慰安的活動
- ・講師、インストラクター等への謝礼

- ・ 独自で加入する傷害保険、主催者の損害賠償を補償するための保険の保険料
- ・ 参加者に還元されないと思われる経費
- ・ 活動に必要と思われる経費
- ・ その他、助成金の充当が適切でないと思われる経費

申請の手続きについて

これから始めようとするサロンが登録及び開設経費助成を受ける場合

(1) サロン登録・開設経費助成の申請書提出

- ① ふれあいいきいきサロン設置登録カード（様式第 1 号）
- ② ふれあいいきいきサロン開設経費助成金交付申請書（見積書必要）（様式第 3 号） ※新規に立ち上げる場合のみ
- ③ ふれあいいきいきサロン年間活動計画書（様式第 4 号）

(2) サロン登録・開設経費助成の申請審査結果の送付

- ① ふれあいいきいきサロンの登録について（様式第 7-1 号）社協から送付
- ② ふれあいいきいきサロン開設経費助成金交付可否決定通知書（様式 7-2 号）
社協から送付



登録が決定したサロンは、決定通知後 2 ヶ月以内を目安に第 1 回を開催してください。

(3) 請求書等必要書類の提出

- ① ふれあいいきいきサロン開設経費助成金請求書兼口座振替依頼書（様式第 8 号）
- ② 指定預金口座の通帳のコピー
- ③ ふれあいいきいきサロン開設のための経費決算書（様式第 10 号）

(4) 開設経費の助成金を指定の預金口座に振り込みます。千葉銀行白井支店以外ですと振込手数料が発生します。その場合は主催者で負担してください。

すでに活動しているサロンが運営費・会場費の助成を受ける場合

(1) サロン登録の申請書提出

- ① ふれあいいきいきサロン設置登録カード（様式第 1 号）
- ② ふれあいいきいきサロン年間活動計画書（様式第 4 号）

(2) サロン登録の申請審査結果の送付

- ① ふれあいいきいきサロンの登録について（様式第 7-1 号）社協から送付

(3) 運営経費助成の申請書提出

- ①ふれあいいいききサロン開催報告書兼運営助成金交付申請書（様式第 5 号）
- ② ふれあいいいききサロン参加者名簿（様式第 6 号）は、1ヶ月ごとに様式第5号と併せて提出

6月・9月・12月・3月の翌月15日までに、3ヶ月分をまとめて報告します。

提出締切日	対象報告期間
7月15日	4月～6月
10月15日	7月～9月
1月15日	10月～12月
4月15日	1月～3月

(4) 運営経費助成の申請審査結果の送付

- ①ふれあいいいききサロン運営助成金交付可否決定通知書（様式第 7-3 号）社協から送付

(5) 請求書等必要書類の提出

- ①ふれあいいいききサロン運営助成金請求書兼口座振替依頼書（様式第 9 号）
- ② 指定預金口座の通帳のコピー

(6) 運営費の助成金を指定の預金口座へ振り込みます。千葉銀行白井支店以外ですと振込手数料が発生します。その場合は主催者で負担してください。

請求書の提出にあたり

- (1) 開設経費、運営費、会場費（有料施設利用）いずれについても領収証が必要です。
なお、登録された会場施設、開催時間等を変更される場合は、事前にふれあいいいききサロン開催会場変更届（様式第 2 号）の提出が必要です。
- (2) 報告内容に不適切なものがあると認められた場合には、助成金の全額、または一部を返還していただきます。
- (3) 活動内容が不適切と認められた場合には、「ふれあいいいききサロン」の登録を取消すことがあります。

サロンの解散

サロンを解散する場合には（様式第 11 号）による届出が必要です。

サロンの保険とは何ですか？

*要件を満たして登録サロンになると、安心して充実した活動をしていただく

ため、会場における参加者等の事故に備えた傷害保険に加入します。

サロン傷害保険

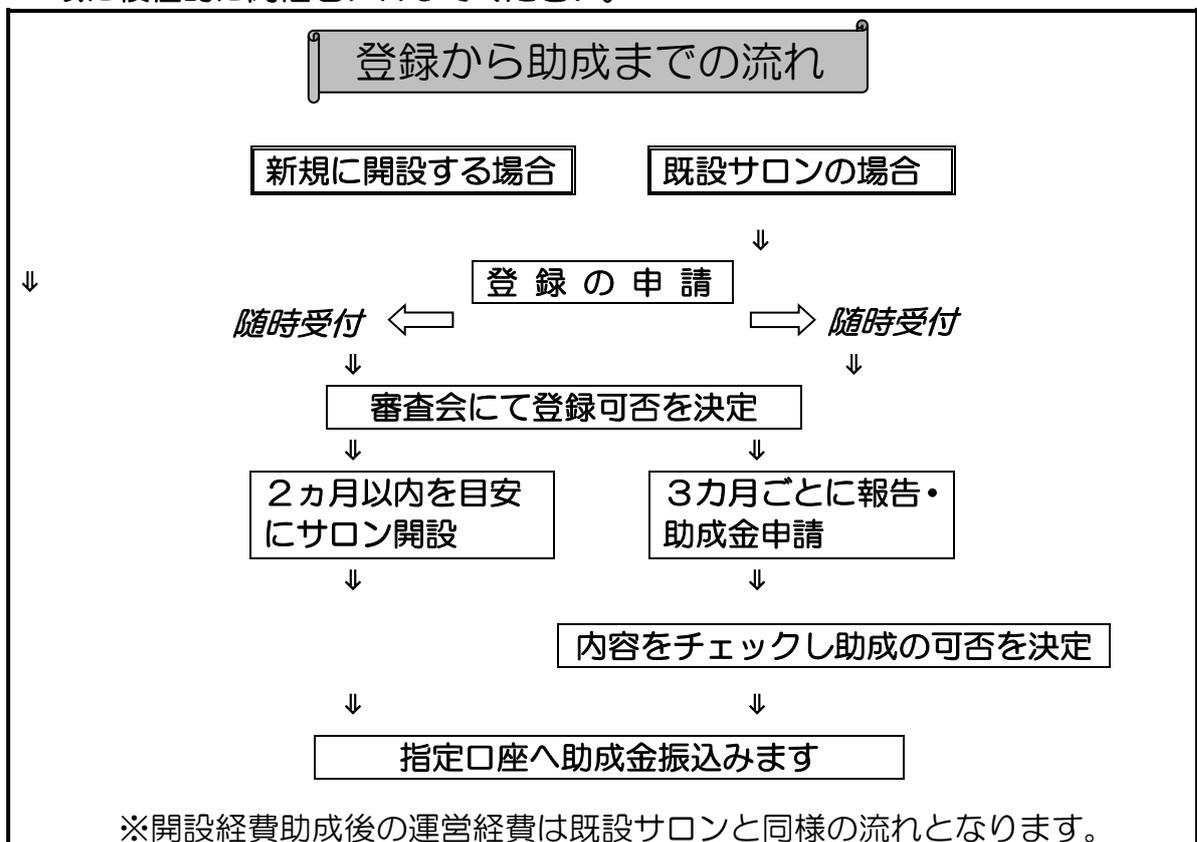
ボランティア、参加者が偶然な外来の事故により怪我をした場合、保険金が支払われるものです。(保険料は社協負担)

- (1) 「ふれあいいいききサロン」の登録をする。(様式第1号)
- (2) 「ふれあいいいききサロン年間活動計画書」を提出する。(様式第4号)
※計画書に年間の参加見込数を記載していただきます。
- (3) 6月・9月・12月・3月の翌月15日までに「参加者数」を社協に連絡する。(第5号様式)-(第6号様式)-
ただし、補償の要件等については以下の点にご注意ください。

- ボランティアは必ず無償であること
- 宿泊は含みません
- 活動は登録されている場所・日時で行われること
- 往復途上の事故については含みません
- 傷害保険なので損害賠償責任は含みません

その他について

- ・毎回5人程度は参加があるよう、チラシ・ポスター・その他の方法で、地域に積極的に開催をPRしてください。



--

傷害保険のプラン

保険料 ※1人 支払項目	15円	20円	25円	限度
死亡・後遺障害保険金額	2,300千円	2,700千円	3,500千円	180日
入院保険金額	2,000円	2,500円	3,000円	180日
通院保険金額	1,000円	1,500円	2,000円	90日
掛金額 (2,000人)	30,000円	40,000円	50,000円	

振込手数料

種別	1万円未満	3万円未満	3万円以上
千葉銀行 他支店	108円	108円	324円
他行	324円	432円	648円

社協のオンラインシステム利用の金額